

社会福祉法人エクスクラメーション・スタイル・キョウト 評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人エクスクラメーション・スタイル・キョウト（以下「法人」という。）の定款第6条第3項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定め、もって委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、理事会の提案する評議員の選任及び解任候補者を選定することを任務とする。

(委員の構成)

第3条 委員会は、監事1名、事務局員1名及び外部委員1名の合計3名の委員で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第6条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第5条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上による決議を経て、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第6条 委員の報酬等は、役員報酬規程等に基づき支給することができる。

2 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(招集)

第7条 委員会は、理事長が招集する。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第9条 評議員の選任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 評議員候補者は、理事会が委員会に推薦する。
- (2) 理事長は、委員会に当該候補者の経歴、推薦理由、兼職等を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議し、評議員選任の決議をする。

(評議員の解任)

第10条 評議員の解任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた、解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議し、解任の可否について決議する。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名が出席し、かつ、外部委員1名が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は、書面をもって作成し、議長及び出席した委員全員が記名押印する。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した理事の氏名
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、保存しなければならない。

(その他)

第13条 その他必要事項は、理事会の決議を経て別に理事長が定める。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この運営細則は、平成29年1月31日から施行する。